

東京都福祉保健局からの行政処分について

社会福祉法人ドリームヴィは、2021年6月4日付で東京都から次の行政処分を受けましたのでご報告させていただくとともに、お詫び申し上げます。

東京都 福祉保健局（2021年6月4日）

指定障害福祉サービス事業者の行政処分について

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/06/04/06.html>

（経過）

社会福祉法人ドリームヴィは、20年前から十条に法人本部をおき、ここで就労支援センター北・相談支援センター・B型事業所（工房ヴィ）を行ってきました。また、10年前から板橋で就労移行支援事業（フロムヴィ）を行っています。

2018年に、板橋の就労移行支援事業と一体の事業所として就労定着支援事業の申請を行い、指定を受けました。一方、十条においても北区から就労支援センターの委託を受けて支援を行ってきたことから、板橋を「主たる事業所」、十条を「従たる事業所」と捉えて就労定着支援を行いました。

今回の監査において、障害者総合支援法では、就労定着支援事業に「従たる事業所」を認める取扱いがないことから、十条を拠点として行っていた就労定着支援事業は「指定申請書の事業所所在地と異なる所在地で指定就労定着支援の事業を実施すること及び指定申請書の事業所所在地と異なる所在地で指定就労定着支援の事業を実施する事業所のサービス管理責任者の員数が指定基準に定める人員基準を満たさないことについて、法の趣旨に反する」ことから、行政処分を受けることとなりました。

（お詫び）

就労定着支援事業の開始にあたっては、十分に法令を確認したつもりでしたが、理解不足からこのような行政処分を受けることとなってしまいました。今後、東京都のご指導を受けながら、法に則った事業運営ができるよう改めて参りたいと思います。

ご利用者、ご家族、本法人にお力添えいただいた関係者の皆様、関係都区市町村の皆様には、大変なご迷惑おかけいたしましたことを心からお詫び申し上げます。

ご利用者のみなさまには、とぎれのない支援ができるよう工夫して参ります。

そして、20年前から就労支援センター北を中心に就労定着支援の仕事を続けてきた者の一人として、変化をきちんと理解して進めていきたいと思っています。

今後ともご指導いただけますよう、伏してお願い申し上げます。

2021年6月7日

社会福祉法人ドリームヴィ 理事長 小島 靖子